

# 財政制度等審議会 財政投融资分科会

## 説明資料

### 地方公共団体

平成 27 年 10 月 29 日

総 務 省

## 【目次】

- ・ 平成 28 年度財投要求について ・ ・ ・ 1
- ・ 地方債制度の見直しについて ・ ・ ・ 10

# 平成 28 年度財投要求について

# 平成28年度の財政投融资計画の概要（地方公共団体）

## 平成28年度地方債計画（案）の策定の考え方

平成28年度において地方公共団体が必要とする地方債の額について現段階で推計し、同時に平成28年度の財政投融资計画に計上される財政融資資金の所要額をとりまとめたものである。

平成28年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）は、以下の考え方により策定している。

- ① 引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財源の不足に対処するための措置を講じること。
- ② 地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ること。
- ③ 「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」及び「平成28年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」を踏まえること。

なお、平成28年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）については、平成28年度の国の予算編成の内容、地方財政をめぐる動向等に対応し、全体として所要の修正を行うこととしている。

また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとする。

～普通会計分の考え方～

「平成28年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」を踏まえ計上。

～公営企業会計等分の考え方～

上・下水道、交通、病院など各事業について、上記策定方針を踏まえ、対前年度同額を基本として見込んでいる。

## 平成28年度地方債計画（案）の計画規模と資金区分

平成28年度地方債計画（案）における計画額の規模は、11兆5,822億円（対前年度計画額比3,420億円、2.9%減）となっている。

臨時財政対策債については、「平成28年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」に基づき、4兆4,290億円（対前年度計画額比960億円、2.1%減）を計上している。

また、資金区分として、財政融資資金は、平成27年度当初計画における財政融資資金の構成比（25.5%）で計上し、27年度当初計画より2.9%減の2兆9,500億円としている。

地方公共団体金融機構資金については、平成26年度当初計画における地方公共団体金融機構資金の構成比（16.1%）で計上し、27年度当初計画より3.1%減の1兆8,600億円としている。

公的資金全体では、27年度当初計画より3.0%減の4兆8,100億円としている。

# 平成28年度地方債計画（案）

【通常収支分】

（単位：億円、％）

項 目	平成28年度 計画額（案）(A)	平成27年度 計画額（B）	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,389	16,389	0	0.0
2 公営住宅建設事業	1,126	1,126	0	0.0
3 災害復旧事業	647	647	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,359	3,359	0	0.0
5 一般単独事業	20,543	20,543	0	0.0
6 辺地及び過疎対策事業	4,565	4,565	0	0.0
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	1,000	1,000	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	48,074	48,074	0	0.0
二 公営企業債計	23,458	25,118	△ 1,660	△ 6.6
三 臨時財政対策債	44,290	45,250	△ 960	△ 2.1
四 退職手当債	-	800	△ 800	△ 100.0
五 国の予算等貸付金債	( 345 )	( 345 )	( 0 )	( 0.0 )
総 計	( 345 )	( 345 )	( 0 )	( 0.0 )
	115,822	119,242	△ 3,420	△ 2.9
内 普通会計分	93,249	95,009	△ 1,760	△ 1.9
訳 公営企業会計等分	22,573	24,233	△ 1,660	△ 6.9

- (注) 1 平成28年度の国の予算編成の内容、地方財政をめぐる動向等に対応し、本計画(案)に所要の修正を行うこととしている。  
 2 臨時財政対策債については、「平成28年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」の財源不足額を基礎に計上している。  
 3 退職手当債については、予算編成過程で検討する。  
 4 調整は、国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分及び地方法人特別税等による減収等に係る資金手当分である。  
 5 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成28年度地方債計画（案）【資金別】

【通常収支分】

(単位：億円、%)

区 分	平成28年度 計画額(案)(A)	平成27年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
公 的 資 金	48,100	49,578	△ 1,478	△ 3.0
財 政 融 資 資 金	29,500	30,381	△ 881	△ 2.9
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	18,600	19,197	△ 597	△ 3.1
( 国 の 予 算 等 貸 付 金 ) ( )	( 345 )	( 345 )	( 0 )	( 0.0 )
民 間 等 資 金	67,722	69,664	△ 1,942	△ 2.8
市 場 公 募	38,800	40,000	△ 1,200	△ 3.0
銀 行 等 引 受	28,922	29,664	△ 742	△ 2.5
合 計	115,822	119,242	△ 3,420	△ 2.9

(注) 1 平成28年度の国の予算編成の内容、地方財政をめぐる動向等に対応し、地方債計画総額に変動が生じた場合等においては、各資金について所要の修正を行うこととしている。

2 市場公募資金については、借換債を含め7兆2,000億円(前年度比1,200億円、1.6%減)を見込んでいます。

3 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 財政投融资要求の経緯及び平成28年度の要求（地方公共団体）

（単位：億円）

	要 求		決 定	
	財政融資資金	地方債計画（案）額	財政融資資金	地方債計画額
平成21年度	31,100	119,807	39,340	141,844
平成22年度	43,500	156,288	43,390	158,976
平成23年度	42,200	154,583	37,310	137,340
平成24年度	38,400	140,832	36,188	135,396
平成25年度	36,000	134,554	35,759	133,708
平成26年度	35,900	133,923	33,333	128,301
平成27年度	33,300	128,027	30,381	119,242
平成28年度	29,500	115,822		

（注）平成24年度～平成28年度までは、「東日本大震災分」を除いた額を計上。

「東日本大震災分」を加えた地方債計画額及び財政融資資金の額は、

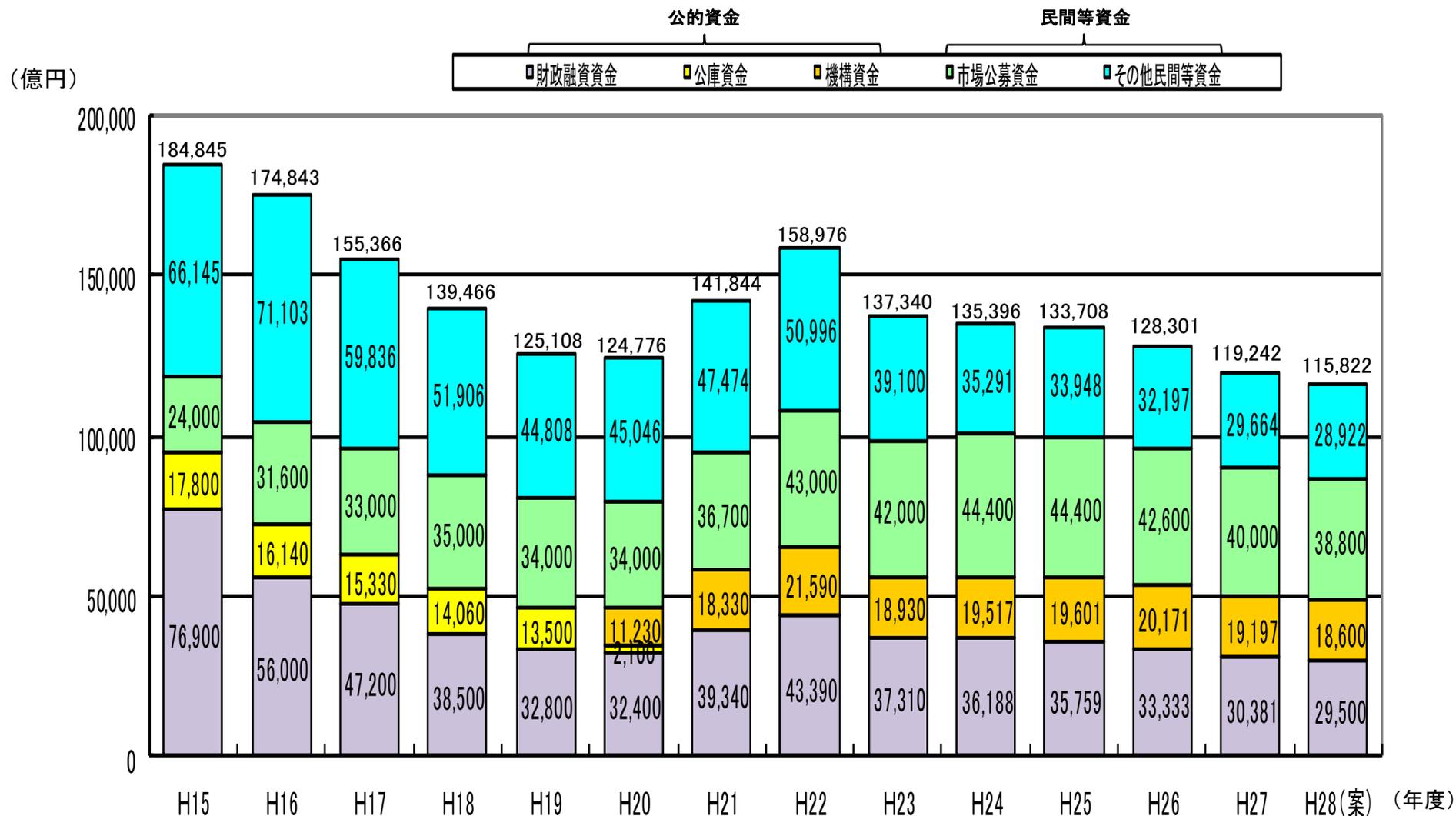
平成24年度地方債計画額：140,301億円    うち財政融資資金：38,870億円

平成25年度地方債計画額：136,878億円    うち財政融資資金：36,810億円

平成26年度地方債計画額：129,827億円    うち財政融資資金：34,530億円

平成27年度地方債計画額：122,064億円    うち財政融資資金：32,690億円

# 地方債計画額（当初）の推移（資金別）

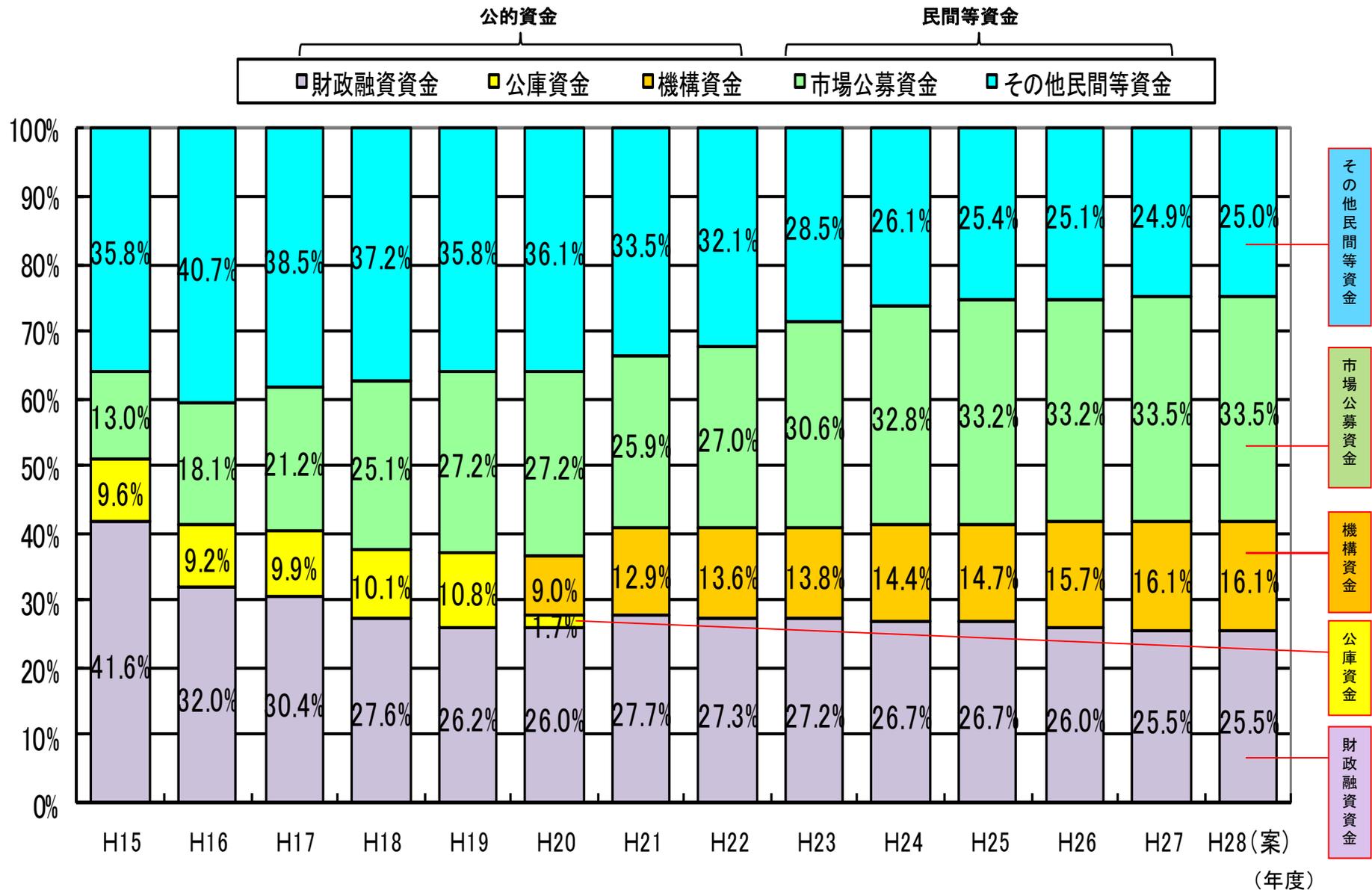


（注）平成24年度～平成28年度までは、「東日本大震災分」を除いた額を計上。

「東日本大震災分」を加えた地方債計画額、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金の額は、

平成24年度地方債計画額：140,301億円	うち財政融資資金：38,870億円	地方公共団体金融機構資金：21,740億円
平成25年度地方債計画額：136,878億円	うち財政融資資金：36,810億円	地方公共団体金融機構資金：21,720億円
平成26年度地方債計画額：129,827億円	うち財政融資資金：34,530億円	地方公共団体金融機構資金：20,500億円
平成27年度地方債計画額：122,064億円	うち財政融資資金：32,690億円	地方公共団体金融機構資金：19,710億円

# 地方債計画（当初）における資金別構成比の推移



(注)平成24年度～平成28年度までは、「東日本大震災分」を除いた割合。

# 平成28年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】（参考）

## 【通常収支分】

（単位：兆円）

区 分		27年度 A	28年度 B	増減額 B-A	特記事項	
歳 出	給与関係経費	20.3	20.4	0.1	H27給与改定所要額（人事院勧告（平成27年8月））の増	
	一般行政経費	35.1	35.6	0.5	社会保障費の増	
	うち まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0		
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.8	0.8	0.0		
	投資的経費	11.0	11.0	0.0		
	その他	18.0	18.0	△ 0.1		
計		85.3	85.9	0.6		
歳 入	地方税等	40.2	41.1	1.0	「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）による名目成長率等を用いて試算	
	地方交付税	16.8	16.4	△ 0.3		
	国庫支出金	13.1	13.3	0.2	社会保障費の増	
	地方債	9.5	9.3	△ 0.2		
	うち 臨時財政対策債	4.5	4.4	△ 0.1		
	その他	5.8	5.8	0.0		
	計		85.3	85.9	0.6	
	一般財源		61.5	62.0	0.5	
（水準超経費除き）一般財源		60.2	60.6	0.4	（交付団体ベース）	

- 注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「平成28年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。
- 3 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
- 4 地域経済基盤強化・雇用等対策費の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求している。

# 臨時財政対策債に係る地方債計画額の推移

(単位：億円)

	地方債計画額						
	政府資金	財政融資	郵貯資金	簡保資金	機構資金	民間資金	
平成13年度	14,488	7,244	7,244	0	0	0	7,244
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
平成14年度	32,261	14,517	11,517	2,000	1,000	0	17,744
	100.0%	45.0%	35.7%	6.2%	3.1%	0.0%	55.0%
平成15年度	58,696	23,478	16,224	3,950	3,304	0	35,218
	100.0%	40.0%	27.6%	6.7%	5.6%	0.0%	60.0%
平成16年度	41,905	12,572	7,128	2,994	2,450	0	29,333
	100.0%	30.0%	17.0%	7.1%	5.8%	0.0%	70.0%
平成17年度	32,231	9,669	5,268	3,323	1,078	0	22,562
	100.0%	30.0%	16.3%	10.3%	3.3%	0.0%	70.0%
平成18年度	29,072	8,722	7,926	796	0	0	20,350
	100.0%	30.0%	27.3%	2.7%	0.0%	0.0%	70.0%
平成19年度	26,300	7,890	7,890	0	0	0	18,410
	100.0%	30.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70.0%
平成20年度	28,332	8,500	8,500	—	—	0	19,832
	100.0%	30.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70.0%
平成21年度	51,486	15,446	15,446	—	—	5,000	31,040
	100.0%	30.0%	30.0%	0.0%	0.0%	9.7%	60.3%
平成22年度	77,069	22,351	22,351	—	—	8,260	46,458
	100.0%	29.0%	29.0%	0.0%	0.0%	10.7%	60.3%
平成23年度	61,593	17,860	17,860	—	—	6,600	37,133
	100.0%	29.0%	29.0%	0.0%	0.0%	10.7%	60.3%
平成24年度	61,333	17,170	17,170	—	—	7,187	36,976
	100.0%	28.0%	28.0%	0.0%	0.0%	11.7%	60.3%
平成25年度	62,132	17,086	17,086	—	—	7,271	37,775
	100.0%	27.5%	27.5%	0.0%	0.0%	11.7%	60.8%
平成26年度	55,952	14,270	14,270	—	—	7,691	33,991
	100.0%	25.5%	25.5%	0.0%	0.0%	13.7%	60.8%
平成27年度	45,250	11,318	11,318	—	—	6,442	27,490
	100.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	14.2%	60.8%

※上段：資金計画額

※下段：資金合計額に占める割合

# 地方債制度の見直しについて

# 国の関与の変遷

## 平成18年4月 許可制度から協議制度に移行

<経緯>

平成10年5月

「地方分権推進計画」の閣議決定

平成12年4月

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率) 18%

協議	早期是正措置としての地財法許可	
	公債費負担適正化計画	

※ 地財法…地方財政法(昭和23年法律第109号)

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



## 平成21年4月 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の全面施行

(実質公債費比率) 18% 25% 35%

協議	早期是正措置としての地財法許可		健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)	財政再生計画(財政再生)



## 平成24年4月 届出制度の導入

<経緯>

平成24年2月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行

(実質公債費比率) 16% 18% 25% 35%

届出(公的資金は協議)	協議	早期是正措置としての地財法許可		健全化法許可
		公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)	財政再生計画(財政再生)

## 関係法令等

<地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 抄>

附 則

(検討)

第123条 政府は、第15条の規定の施行<sup>※</sup>後3年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方  
財政法の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性  
を高める観点から、同法第5条の3第1項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する  
国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※平成24年2月1日施行

### (参考) 第2次一括法に対する附帯決議について

#### ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月11日衆議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

#### ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月26日参議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

### [地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている理由(平成19年2月16日 衆・予算委員会での山本内閣大臣答弁のポイント)]

- ① 協議制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
- ② 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度が設けられていること

## 見直し規定と研究会における検討

○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「第2次一括法」という。）が平成24年2月に施行され、同年4月より届出制度導入。

⇒同法附則に検討規定が置かれ（附則第123条）、届出制度導入後3年の施行状況を勘案し、地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的に見直しを行うこととされた。



「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を設置して検討

○研究会開催：7回（2014年11月、2015年1月、4月、5月、7月、9月、11月（予定））

○地方公共団体に対するアンケート調査：2回（2015年2月、8月）

○市場関係者との意見交換：2回（2014年10月、2015年9月）

研究会においては、第2次一括法附則第123条の規定等を踏まえ、

- ① 地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点
- ② 地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている取扱いを維持し、金融市場における地方債全体に対する信用を維持するという観点

から、協議制度、届出制度及び許可制度の対象範囲、在り方について検討がなされてきた。

## 地方公共団体及び市場関係者の意見

### 地方公共団体への意見聴取

期間:平成27年8月25日(火)～平成27年8月28日(金) 対象:全都道府県・指定都市67団体

期間:平成27年8月24日(月)～平成27年9月4日(金) 対象:秋田県、埼玉県、富山県、兵庫県、愛媛県及び鹿児島県の全市町村(指定市除き)205団体

### 市場関係者への意見聴取

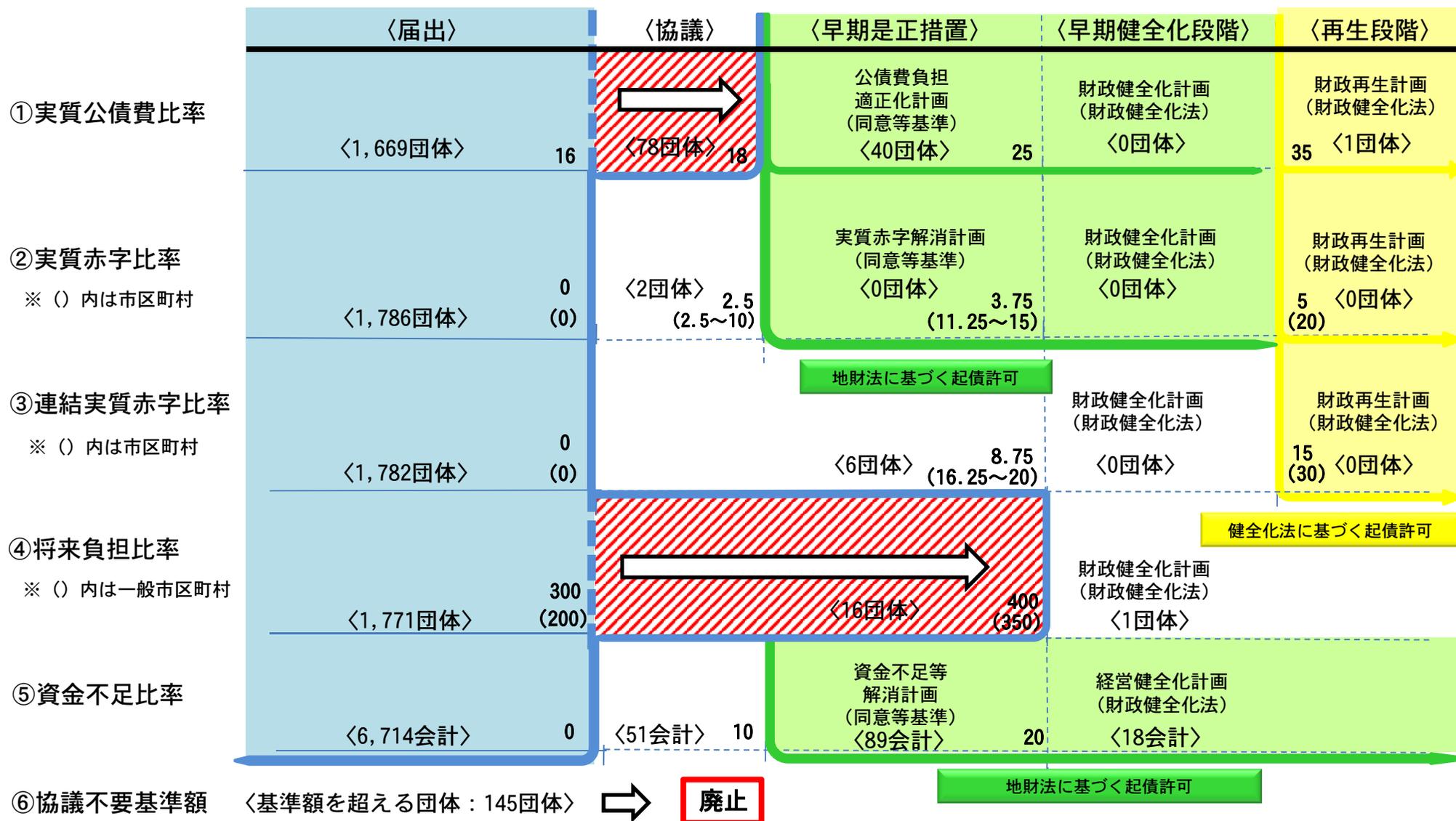
期間:平成27年9月1日(火)～平成27年9月11日(金)

対象:SMBC日興証券、格付投資情報センター、かんぽ生命保険、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン、全国共済農業協同組合連合会、大和証券、多摩信用金庫、千葉銀行、日本生命保険相互会社、野村證券、バークレイズ証券、北洋銀行、みずほ銀行、みずほ証券、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、ムーディーズ・ジャパン、モルガン・スタンレーMUFJ証券の20社(敬称略・五十音順)

		都道府県・指定市(67団体)			市町村(205団体)			市場関係者(20社)		
		緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない
協議不要基準	実質公債費比率	66	1	0	201	4	0	18	1	1
	将来負担比率	62	4	1	200	5	0	13	6	1
	実質赤字比率・資金不足比率 連結実質赤字比率	0	67	0	0	205	0	0	20	0
	協議不要基準額	65	1	1	203	2	0	19	1	0
	許可基準	2	65	0	0	205	0	0	20	0

	都道府県・指定市(67団体)			市町村(205団体)			市場関係者(20社)		
	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない
公的資金に係る届出制度の導入	1	66	0	1	204	0	0	19	1
特別転貸債及び国の予算等 貸付金債に係る届出制度の導入	67	0	0	205	0	0	20	0	0

# 協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲・在り方（案）



☆公的資金は、届出制度の対象外  
(特別転貸債及び国の予算等貸付金債は、新たに届出制度の対象化)

※H25年度決算に基づく健全化判断比率等に基づく団体数等  
なお、団体数は各指標ごとの数値であり、重複は排除していない。